

第1章

「駒ヶ根市都市計画マスタープラン」 の改定にあたって



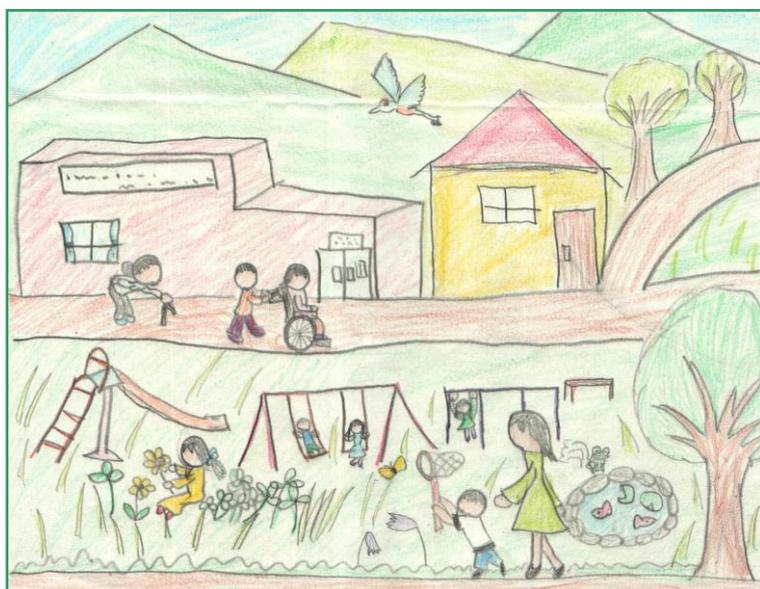
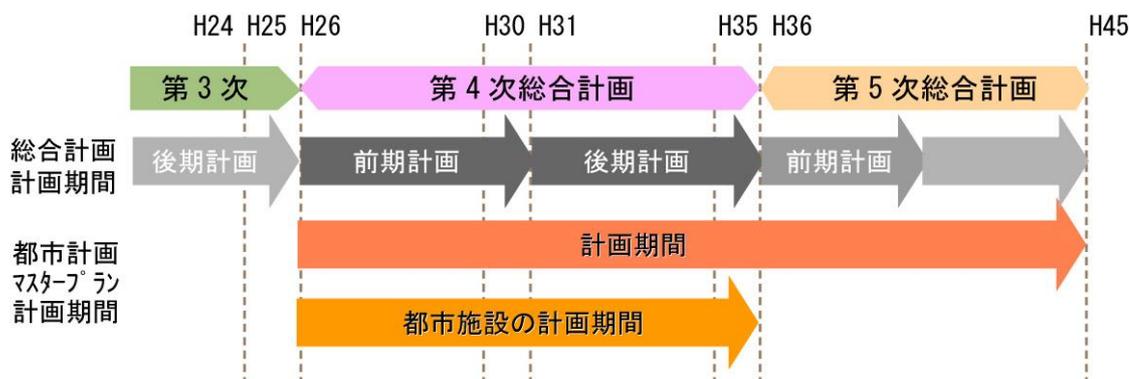
第1章 「駒ヶ根市都市計画マスタープラン」の改定にあたって

1. 「都市計画マスタープラン」とは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、市町村が市民の意見を反映させ、都市計画区域だけにかかわらず全市的に、将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

2. 都市計画マスタープランの計画期間

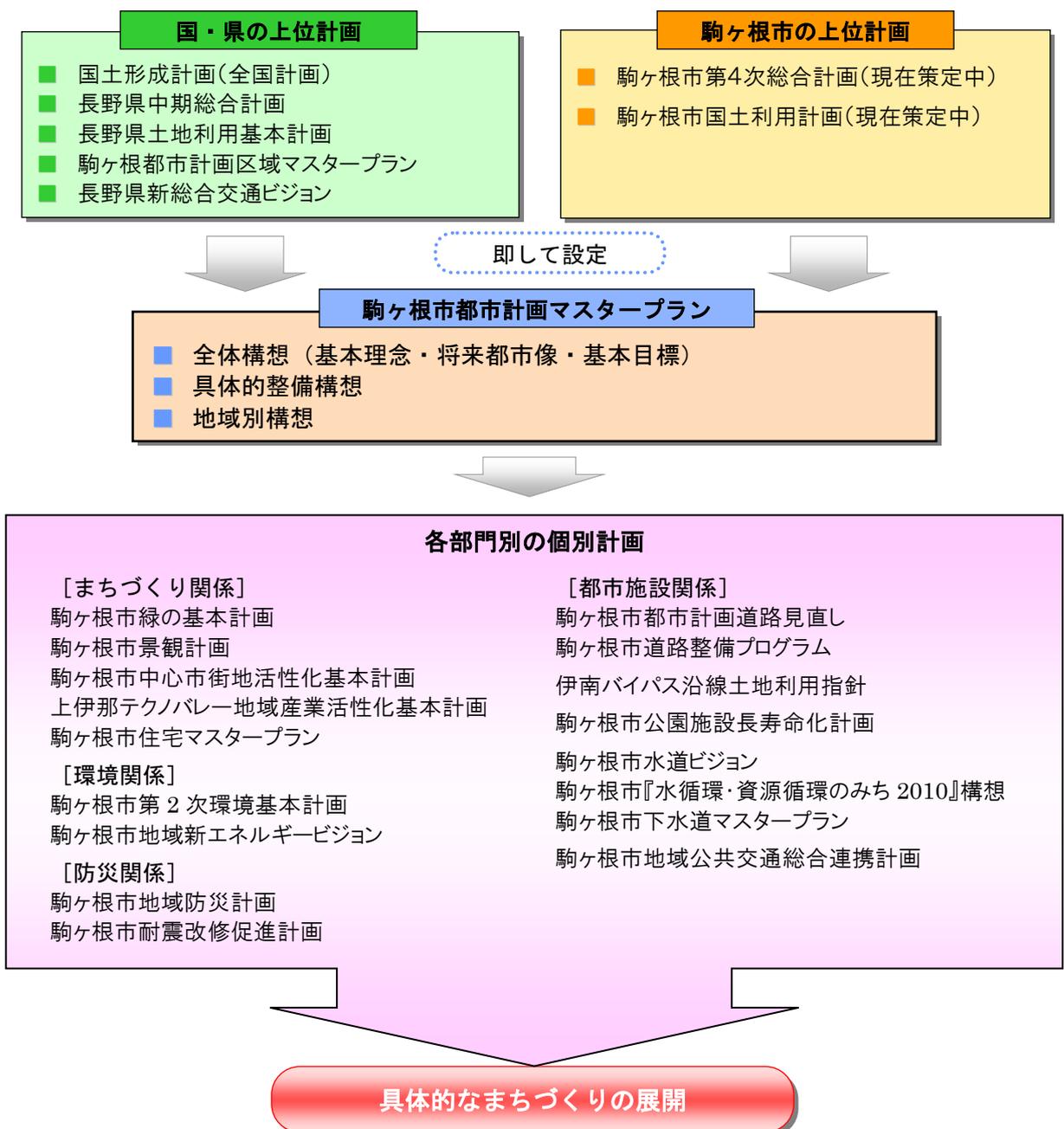
本計画は平成 45 年度を目標年次とし、併せて都市施設の整備目標を平成 35 年度とします。



3. 都市計画マスタープランの位置付け

駒ヶ根市都市計画マスタープランは、国や県の広域的な計画との整合性を図るとともに、県が策定する「駒ヶ根都市計画区域の整備・開発・保全の方針」（区域マスタープラン）、市の上位計画としての「駒ヶ根市第4次総合計画」「駒ヶ根市国土利用計画」などに基づいて定める都市づくりのマスタープランとなるものであり、今後の都市づくりに関する個別・具体的な計画の決定や見直しの際の根拠となるものです。

個別計画の実施レベルでの内容について規定するものではなく、本市の将来像を明らかにすることを通じて、具体的な都市づくりの実現に向けた方向性を示すものです。



4. 駒ヶ根市都市計画マスタープラン改定の背景

